

イギリス連合王国の幼児教育の研究〔XLII〕

— Blair 労働党政権下の改革 —

山 田 敏*

Studies of Early Childhood Education and Care in the United Kingdom〔XLII〕

—On Preschool Education and Care Initiatives under Blair Administration—

Satoshi YAMADA

既に述べてあるように、Major 労働党政権は、少なくとも1997年には行われることになっているイギリスの総選挙に勝利することを目指して Voucher Scheme の全国実施に踏み切った。これに対して、当時の野党であった労働党は Voucher Scheme への反対と、もし労働党が勝利した場合には Voucher Scheme の廃止を公約し、Voucher Scheme の導入とは別の方法によって全ての4歳児および4歳未満児へのサービスを提供することを公約していた。総選挙の結果は労働党が勝ち、党首の Tony Blair が新しくイギリスの首相になった。Blair 労働党内閣は、5歳未満児へのサービスのための公約を実行するために非常に早いペースで次々と改革をすすめている。野党時代に「影の内閣」(shadow cabinet)を組織して、来たべき日のために入念に準備を行っていたことが、そのことを可能にした。

1. 最近の先導的政策

1997年5月にトニー・ブレアが率いる労働党が総選挙で保守党に勝ち、政権奪取に成功してから、ブレア政権は幼児教育および保育の改革のために次々と新しい手を打ってきた。それらの改革は、子どもと家族のための包括的支援の構造を発展させるという労働党の公約を実現する方向のものである。その方向での先導的政策 (initiatives) の幾つかを挙げれば、次のようなものがある。法律に規定された出産・育児休暇、チャイルドケア課税控除、チャイルドケア国家戦略、幼年期発達およびチャイルドケア・パートナーシップス (EYDCP)、シュア・スタート・プログラム、早期卓越センター・プログラム、教育活動ゾーン (EAZ)、保健活動ゾーン (HAZ) などがあり、これらの他にも、集団保育の場における大人対子どもの比率や、資格や訓練に関する新しい方法も生み出しつつある。これらは現政権による新しい政策であるので、次にそれらについての簡単な説明を記しておく¹⁾。

* 人間関係学部 人間関係学科

法律に規定された出産・育児休暇 (statutory maternity and parental leave)

1999年12月に、出産・育児休暇の政策に大きな変化がもたらされた。すなわち、有給の出産休暇が従来の14週から18週に延長され、トータルでは40週まで延長することが可能となり、育児休暇が初めて採用された。今や、フルタイムの被雇用者は、2年ではなく1年間就労すれば有資格者となる。母親の場合は、最初の6週間は給与の90%を受けとり、これに追加される12週については、基本給を受けとる。親は、子どもが生まれてから5歳になる間に、13週間の無給の休暇がとれる。家族の危機、あるいは、チャイルドケアを欠く場合には、職場を休むことができる。低所得家族の親が育児休暇をとる時は、その休暇期間中は収入を補填する資金を要請できる。このような政策は、ヨーロッパ連合の指示文書 (European Union Directives) によって定められた育児休暇の最低基準に足並みをそろえるものであって、これらの基準は、EU諸国の中では必ずしも高い基準ではない²⁾。

チャイルドケア課税控除 (Child Care Tax Credit)

勤労家族課税控除 (The Working Families Tax Credit) は、低所得家族の労働に引き合うようにするための福祉改革の一部をなすもので、これは最低の収入しかない家族を除外するという従来の家族控除に代るものである。勤労家族課税控除に含まれるチャイルドケア課税控除によって、イギリスの3分の2の家族がその恩恵を受けることができることになる。この控除のための資格が与えられるためには、0歳から4歳までの子どもを持つ親の場合は、週16時間ないしそれ以上働かなければならない。0歳から8歳までの子どもは登録された正規のケアを受けていなくてはならず、8歳から14歳 (特別なニーズのある子どもは16歳) までの子どもは、定められたケアを受けていなくてはならない。最高控除額は、子ども1人につき週70ポンドで、2人以上の子どもに対しては週105ポンドとなっている。実際の支払い額は、子どもの数、家族の収入、ケアにかかる費用などにより異なる。このプログラムは1999年10月に始まったが、1999年12月までには40万を超える応募があった。このプログラムの中央での担当省はDfEEである。

チャイルドケア国家戦略 (The National Childcare Strategy)

この戦略は1998年の5月に、雇用の拡大、教育の改善、家族の支援を目的とする政府の一つの呼び物として発足した。この戦略の中の具体策の一つとして、国会議員でもあり教育雇用省の事務次官でもあるMargaret Hodgeは、1999年3月29日のスピーチで、幼い子どもとその家族のためのチャイルドケア・サービスの拡大と改善のために、政府は80億ポンドを支出する予定であると述べた。このチャイルドケア戦略は、誕生から3歳までの子どものケアや、14歳 (特別なニーズを持つ16歳) 未満の子どもの学校教育時間外のサービス提供の拡大、資金提供、普及活動、改善のための計画を含めた包括的なサービスを提供する方策である。前記したチャイルドケア課税控除や最低賃金は、政府のこのチャイルドケア戦略の一部をなしている。各地方当局には、パートナーシップと呼ばれる協働体制のネットワークが形成されており、これによってチャイルドケア情報サービス (Childcare Information Services = CIS) が提供されつつある。

ウェールズにも同様の活動プランがあり、それについては、*National Childcare Strategy in Wales* と、*Guidance for Early Years Development and Childcare Partnerships in Wales* という二つの文書で、ウェールズ語と英語で記されたウェールズの戦略が概説されている。

幼年期発達およびチャイルドケア・パートナーシップス (Early Years Development and

Childcare Partnerships = EYDCP)

現在のイングランドにおいては、このEYDCPという組織が、3歳児および4歳児への教育の提供とチャイルドケア戦略とを実現するための、地方当局における主要な組織として機能している。パートナーシップのメンバーは、公的、私的、およびボランティアの各セクターの代表者や、地方の教育、保健、社会サービスの代表者や、雇用者、訓練にあたる人々、「単親への新政策」(New Deal for Lone Parents)のための助言者たち、親の代表者たち、から成っている。これらのメンバーはボランティアのメンバーとして構成されているが、EYDCPの役割は、地域のケアと教育の提供を監査・査定し、将来の拡大のための計画をすすめる、質の向上を図ることである。地方でのそれぞれのパートナーシップは、パートナーである地方教育当局と協力して、地方教育当局が前もって練り上げた「子どものためのサービス計画と見直し」を考慮して、年間の「幼年期発達およびチャイルドケア計画」(EYDCP)を作成する。この計画は、3歳児および4歳児の幼児教育の席の提供という国の目標と結びついており、地域のチャイルドケアの提供の拡大と必要性について提言すること、が求められている。また、EYDCPという計画は、サービス全般にわたっての質、多様性、費用の手ごろさ、アクセスのし易さ、と取り組み、地方のチャイルドケア情報サービス(CIS)を通して親に対して情報へのアクセスを提供する必要がある。

シュア・スタート (Sure Start)

Sure Startについては後に詳述しているのですが、ここでは、その性格などについて簡単に触れるに留める。アメリカのヘッド・スタート(Head Start)については、幼児教育を学ぶほとんど全ての人々が承知していると思われるが³⁾イギリスで始められたSure Startについては、今のところ日本の研究者にはほとんど知られていない、と言ってよかろう。

Head Startという言葉は競馬などにおける「ハンデとしての優先発走」を意味する言葉であること、また、アメリカのProject Head Startは不利な環境に生活する就学前児を対象として、教育を含む包括的な支援プロジェクトを連邦政府が中心となって1965年から始めたものであり、幾多の曲折を経ながら今日まで約40年継続されてきていることは、周知の事実である。この実践は、今日言われるところの積極的差別(positive discrimination)の典型的な実例でもあった。

イギリスのSure Startも、不利な環境にある就学前児を主たる対象として、それらの就学前児が他の子どもたちと同じように、「確実に」義務教育段階へと進み、そこでの成長を遂げられるようにという意図をもって、“Sure” Startという名称のプロジェクトを発足させたのである。従って、両者はそれぞれ独自のプロジェクトであることは確かであるが、その根底にある思想には共通のものがあることも、また事実である。イギリスのSure Startが今後どのように発達していくか、アメリカのHead Startの今後と共に、注目されるところである。

早期卓越センター・パイロットプログラム (Early Excellence Centres Pilot Programme)

このEECプログラムの目的は、統合された幼年期サービス、5歳未満児のための高い質の教育とケア、保健、成人教育、コミュニティーの発達などを一体的にもたらす意図を持ったセンターのネットワークを作ること、である。このような多機能の役割を果たすセンターを、当初はイングランドでは25設立することが計画され、1999年の時点で既に21のセンターから成るネットワークが存在している。しかし、この時点ではスコットランド

にはこの種のセンターは出来ていなかった。

教育活動ゾーン (Education Action Zones = EAZ)

教育活動ゾーンは、地域のおよそ 20 の初等、中等、特殊学校から成っており、そのゾーンは企業、親、学校、幼児教育提供者、地方当局、教会、大学、その他のコミュニティ機関などから成る“Action Forum”によって組織される。この Action Forum は、その地域の教育水準を引き上げるための目的 (goals)、具体的目的 (objectives)、戦略 (strategies)、を含む 3 年間の活動計画を提出する。一つのゾーンに対して年間 100 万ポンドまでの資金援助がなされる。その資金の 4 分の 3 を政府が保証する。ここでのねらいは、読み書きや計算能力の向上、退学者の減少、就学前教育へのアクセスの改善、学生の就労準備の改善、などが挙げられている。同じく 1999 年の時点で、56 の教育活動ゾーンが作られており、2000 年末までには 17 のゾーンが追加される予定である。

保健活動ゾーン (Health Action Zones = HAZ)

保健活動ゾーンは、地方当局内の保健サービスの提供を補完するためにイングランドに設置された。その目的は、鉛中毒、喘息、10 代の妊娠、といった健康上の問題と一層直接的に取り組むことである。10 代の妊娠や、10 代の親が生んだ子どものケアの問題は、現政権が力を入れて取り組んでいる問題の一つであり、これらの問題は、Sure Start の活動にも、早期卓越センターの活動にも、強い結びつきを持っている。

大人と子どもの比率、スタッフィング、資格、訓練、への新しいアプローチ

幼年期の子どものための施設における大人と子どもの比率を、各セクターにおいて首尾一貫したものにする努力は、現政府の優先事項の一つである。1999 年の時点において、政府は経済的剥奪地域の地方当局に資金援助をして、リセプションクラスにおける大人と子どもの比率を 1 対 15 に減少させようとしている。ロンドン大学のトーマス・コーラム研究所では、50 のデイケア施設における大人対子どもの比率に関して、比率の効果を調べる研究がすすめられている。

また、政府は、人々が生涯を通じて学習を継続できるような「学習社会」(learning society) を創造する意向を表明した。学習の機会を、テレビなどによる開かれた遠距離学習、フレキシブルな学習方法、モジュール方式、働きながらの研究、などを通して支援されることになる。

幼児教育とケアの分野でも、政府は筋の通った訓練や資格のシステムを創出することを目指している。現在作られている 75 の全国訓練機構 (the National Training Organization = NTO) の一つとして、全国幼年期訓練機構 (the Early Years National Training Organization = EYNTO) が 1998 年 11 月に作られ、ここでのそれぞれのセクターで働く保育者にとっての必要な知識や技術の向上が、検討されている。この NTO では、幼年期 (0 歳から 8 歳まで) の分野で働いている全ての人々 (ただし教員は除く) の仕事の内容が検討されている。この NTO は、子どものケアと教育における資格委員会 (the Council for Awards in Children's Care and Education = CACHE) の一つの部局でもある。この NTO はまた、資格認定・カリキュラム当局 (Qualifications and Curriculum Authority = QCA) と協力して、全国的にケアと教育とを結びつけるような上位資格取得階段 (climbing frame) を、すなわち、たとえばナーサリー・ナースの資格からナーサリー・ティーチャーの資格を取得する道を開くことを、検討している。

2. 最近の就学前教育およびケアの進展

変化の急速な現代において、イギリス（UK）の就学前教育やケアにおける変化は、全ての面において急速である。関係する行政機構の面でも例外ではない。一つの例として、イギリスの文部省に当たる中央省は、かつての古い時代には教育院（Board of Education）と呼ばれたことがあったが、それは後々教育省（Ministry of Education）となり、やがて教育科学省（Department of Education and Science）に変わり、さらに教育雇用省（Department for Education and Employment）となり、現在では教育技術省（Department for Education and Skills）へと変わっている。

また、イギリスの行政機構は、四つの地域（countries）すなわちイングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランドにおいて、それぞれの独自性を持って現在に至っており、Blair 現政権は、それぞれの地域における分権化や独自性の発揮を保障することに前向きである。これら四つの地域における就学前教育やケアを担当する中央省庁や地方の行政組織もまた、それぞれの独自性を持っている。イングランドもその一つであり、特にその変化は急である。イングランドは、われわれ日本人には特に関係が深いので、ここでの就学前教育およびケアを担当している行政組織を図1に示しておく⁴⁾。

図1に示されるように、イングランドの就学前教育およびケアに関しては、教育雇用省（現在では上記の通り教育技術省になっている）、社会保障省、保健省などの省庁がそれぞれの役割を分担しているが、ウェールズ、スコットランド、北アイルランドでは、教育省と社会福祉省とで分担し合っている。イングランドにおいても、かつては教育とケアとは区別されて、行政組織上も別の省庁が担当していたが、現在の先導的政策においては、教育とケアを一体のものとして提供するシステムの方向へと進んでいる。イギリス全体から見ても、この傾向が強まってきている。図1において、幼年期部局と共に、チャイルドケア・ユニットが教育雇用省の所轄下に入り、シュアスタート・ユニットが教育雇用省や保健省などの5つの省庁の協力の下に成り立っていることは、このことの表れである。ただし、チャイルドケア・ユニットは、国のレベルでは教育雇用省の所轄になっているが、地方レベルでは、ナーサリー、チャイルド・マインダー、ナニーは、通常はまだ社会サービス部局の責任下にある。

Blair 政権誕生以降、特に1998年9月以降、無料の半日制（各学期中に、週5日、1日に2時間半のセッション）の早期教育が全ての4歳児に提供されることになった。そのため資金として、現在のところ *Under Fives Standard Spending Assessment (SSA)* と、*Nursery Education and Grant Maintained School Act (1996)*、に基づく資金があてられている。さらに、スコットランドでは2002年までに、イングランドでは2004年までに、全ての3歳児に対して無料の半日制の早期教育を提供するという目標が立てられた。イングランドの場合は、2002年までにその66%を達成するという目標が立てられている。3歳および4歳児への早期教育の主要な提供者は、1999年の場合で見ると地方当局であるが、Prior, G. らによれば、地方当局は全体の59%を提供しており、続いて私立セクターが約30%、コミュニティおよびボランタリーのセクターが約9%であった⁵⁾。全体的にこのような順調な伸びを示しているのは、また、以上のような目標を掲げることができるのは、現在のイギ

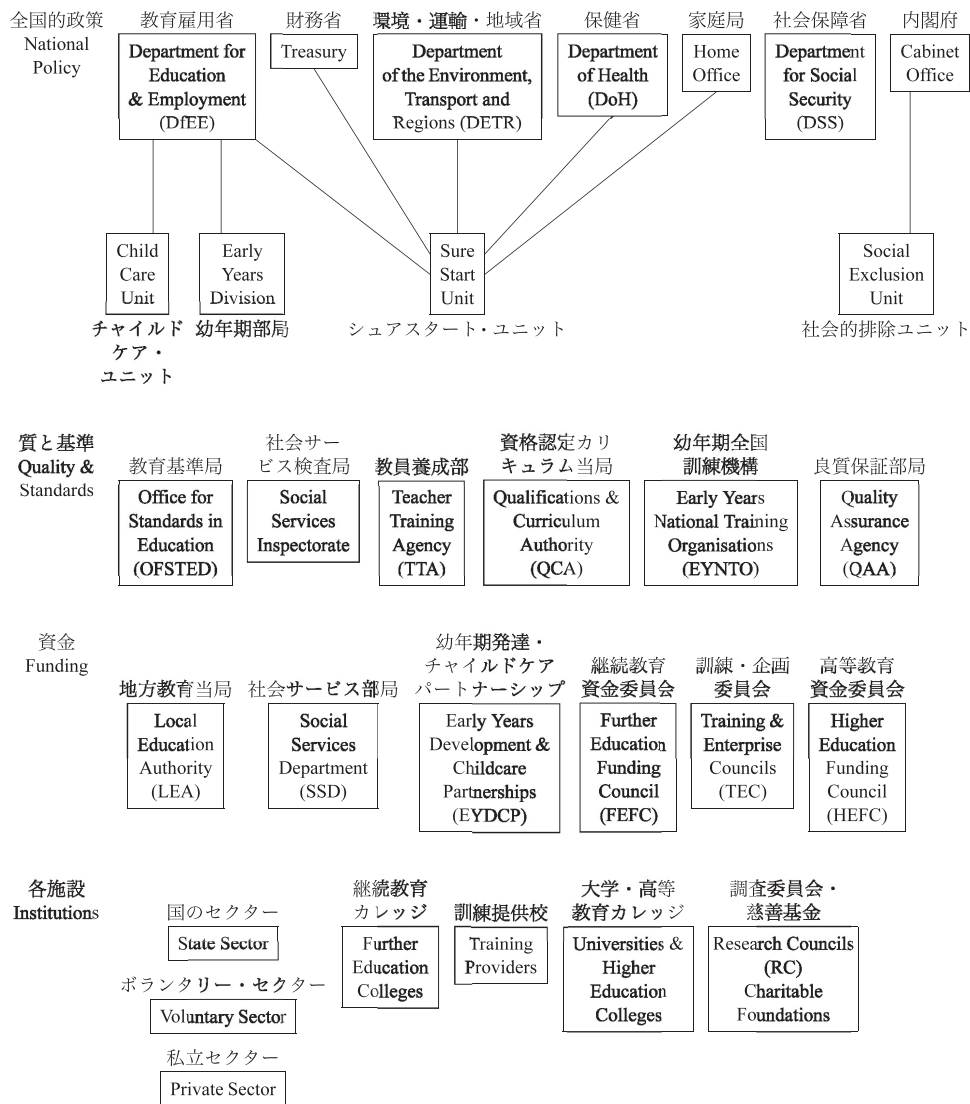


図1 イングランドの幼児教育およびケアの機構⁴⁾

リスの経済が順調に伸びているということが大きい。

現在の Blair 政権は、経済が好調であることや、それに基づく母親の就労意欲の増大傾向をふまえて、教育とケアとが統合的に提供される施設の設置に意欲的である。従って、設置や運営費が高くつくコンバインド・ナーサリーやファミリー・センター、そしてまた、現政権の新しい政策の一つである *Early Excellence Centre* のような複合的な、あるいは多機能を持ったセンターの設置にも、力を入れている。これらの施設、特に早期卓越センターは、子どもや家族のために統合された、あるいは、ネットワーク化されたサービスを提供している。ここでは、フルデイの、また延長のサービスが提供されるだけでなく、drop-in

施設（一時預かり施設）、包括的な福祉サービス、家族支援、ヘルスケア、成人教育や訓練、実践家の訓練、などのサービスが、3歳から5歳までの子どもの教育と共に提供されている。

また、現政府は、サービスの提供を拡大することだけでなく、多様なサービスを維持する政策をとっており、そのための方法としてパートナーシップ（協力）を奨励し、推進している。これを受けて、イングランドに作られた Early Years Development and Childcare Partnerships (EYDCP) には、幼年期発達およびチャイルドケアに関しての国の基準と、地方の発展のための先導的施策とを、結合させる計画を提出することが求められている。EYDCP の中央の部局 (Division) は DfEE にあり、この下に、例えば Oxfordshire などの、各地方の EYDCP が組織されている。

現政府が就学前児への教育とケアの統合的提供に対して積極的であることは確かであるが、このことは、これらの分野で働く人々の資格や待遇などの違いがなくなったことを意味するものではない。スタッフの資格は、現状ではナーサリー・ティーチャーとナーサリー・ナースとは相変わらず異なっている。また、チャイルドマインダー、ナニー、オーペアは資格を必要としないし、ナーサリー、プレイグループ、放課後クラブ、朝食クラブ、休日プレイ・スキームなどのスタッフの半数は、訓練を受けておらず、リセプションクラスの助手として雇われるクラスルーム・アシスタントも、訓練を受けてはいない。また、チャイルドケアの場で働く人々全体に目を向けた場合、いわゆる施設ではなく普通の家庭で働くチャイルドマインダーやナニーが、全体の半数を超える（57%）という調査結果もある⁶⁾。給与においても、教育の場で働く人の方が、チャイルドケアの場で働く人よりも一般に給与が高いことは、これまでも指摘してきた通りである。

カリキュラムの側面に目を向けると、1988年に5歳から16歳までの義務教育段階の学校教育に導入された National Curriculum は、5歳未満児の教育にも影響を与えている。すなわち、イングランドは、ナショナル・カリキュラムとの整合性を考えて、その Key Stage 1 と 2 に接続させるための *Foundation Stage* (基礎段階) という基準を、すでに2000年9月に導入した。かつて、Major 保守党政権が Voucher Scheme の導入にあたって『望ましい学習成果』という基準を設けたが、その後、白書“Excellence in Schools”が QCA (資格およびカリキュラム当局) に対して見直しを求めた。その結果、QCA は『早期学習でのねらい』*Early Learning Goals* を作成した。これは、義務教育段階に至るまでに実現しておいてほしいねらい (goals) を、実践家に対して示した基準であり、QCA はこの基準のためのガイダンスも作成した。この基準は、この年齢段階における遊びの重要性を主張すると共に、学習面での期待値も示している。すなわち、*Foundation Stage* の終わりまでに何ができるようになるべきか、を述べている。すでに言及してあるように、領域については、次の6領域を示している。1. 個人的、社会的、情緒的発達 2. コミュニケーション、言語、読み書き能力 3. 数学 4. 世界についての知識と理解 5. 身体的発達 6. 創造性の発達、である。

さらに、就学前児の教育やケアの分野でのデータ収集や研究の推進の面においても、一段と改善されることが見込まれている。例えば、この分野全体に関しての統計的数字を提供する機関は、長年にわたってイギリスには存在していなかった。しかし、1999年に始まった Early Years Census (幼年期国勢調査) と the Day Care Survey (デイケア調査) とが、0歳から5歳児に対する教育とケアの提供に関する完全な統計的数字を提供することを約

束したことにより、2000年以降にはこの面における一層包括的な信用できるデータが示されることが期待されている。その上に、“The 2000 Review”（2000年の見直し）という名称のプロジェクトが立ち上げられたことにより、異なる省庁や部局で集められた5歳未満児に関する情報の調整がなされる予定で、この分野の関係者にとって有益な情報が容易に入手できることになる。就学前教育やケアに関する研究の分野については、DfEEは、研究のための予算を2002年までに2倍（1千40万ポンド）にし、内外の評価の高い幼児教育研究者たちにその研究を遂行させることを表明している⁷⁾。それらの優先されるべき研究として、現在は、例えば次のような研究があるとしている⁸⁾。

- ・新しい幼児プログラムの影響と、効果の評価
- ・幼児への異なるタイプの提供および早期介入プログラムの費用効率の評価
- ・幼児へのサービス提供にあたって、異なる社会背景、性、民族性、能力、社会的ニーズを持つ人々の間での、ニーズの違いを立証する研究
- ・異なる幼児戦略の影響と効果についての、比較論的および国際的な証拠を提供するための研究

などが掲げられている。

3. Blair 政権下での就学前児政策に関する諸問題

現政府の就学前児政策は、これまでの長い歴史的過程の中で誕生して今日まで存続してきたこの分野での現実の多様性を、そのまま受け入れるという考え方、そして、その上に立って、親や子どもや地域のニーズに最大限に応えるために、関係者・関係組織が「手をとり合って」（“joined-up”）全体としての政策を実施していくという考え方、で貫かれている。しかしながら、このような考え方に基づく政策の実施過程においては、実際にはさまざまな困難や問題が浮上してきている。

そのうちの基本的な大きな問題の一つ目は、教育とケアの統合的サービスを提供する行政・制度が未だ完全には出来ていない、ということである。すなわち、「教育とケアとの統合的提供を実現する行政の実態が出来ていない」ということである。その結果として、全体としては、就学前教育とケアとが依然として別々のものとして扱われている実態がある、ということである。

たしかに、Blair 政権の下で、国のレベルでは、現在はチャイルドケアのサービスもDfEE（最近ではDfESに変わった）の所轄下に置かれることになった。しかし、DfEEの中では、教育への責任を持つEarly Years Divisionと、ケアへの責任を持つChildcare Unitとに分割されている（図1参照）。従って、政府の政策の中には、現実には教育とケアとの調和的ないし統合的サービスに重点を置いているものがあると同時に、教育とケアとを分離させたままの形でサービスを提供しているものもある。公立のナーサリースクールは無料であるにもかかわらず、チャイルドケアは有料であることも、このことと無関係ではない。また、政府の政策の重点が3歳から5歳までの子どもに向けられており、この年齢の子どもの、特に教育内容の基準を示した*Foundation Stage*に焦点が当てられている一方で、乳児やトドラー（よちよち歩きの子ども）に対する対応は、現政権においても不十分なま

までであることも同様である。現政権のこのような姿勢は、結果として、3歳未満児のカリキュラムやプログラムは「教育」ではなく、教育の枠外のもの、と見るような世論に加勢することになりかねない。

また、National Childcare Strategy も、それは0歳から14歳までの子どもへの質の良いサービスの提供を意図するものではあるが、現状では、希望する全ての3歳児へのサービスを提供する目的を実現していない上に、3歳未満児への教育的サービスは、殆ど提供していない。このような状況下において、不利な地域に住む4歳未満児に対して統合的な教育とケアを提供することを目的とする *Sure Start* の役割は、極めて大きい。

現在の政策から浮上してくる基本的な問題の二つ目は、「あまりにも複雑な資金の流れと、複雑な組織の実態」である。現在、資金提供を受けて実践されている initiatives は30以上あると考えられているが、それらを所轄している省庁間の調整は、行われないうままである。公的資金を支出する多くの組織の体制も、地方の受益者の間に混乱をもたらしている。ナーサリー教育とチャイルドケアの資金援助の機構が異なっていることも、教育とケアとの調整を困難にしている。EYDCPs については、そのインフラストラクチャーのための資金は提供され得るが、チャイルドケアに対しては、国が計画する資本拡張計画は存在していない。そのために、この面での拡張は、地方的に工面された資金による短期的なものになり、長期的な拡張計画は達成し難い。

OECD の *Country Note* は、資金の流れの複雑性を指摘しているが、複雑なのは資金の流れに限られるものではない。歴史的に誕生してきているイギリスのサービスの多様性と複雑性は、少なくともヨーロッパ随一であると言われていることは既に拙稿で記してあるが、現政府は、それをそのままにしながら、その上に新しい initiatives を展開し、パートナーシップを強調しているのであるから、地方の関係者がその複雑な実態に音をあげつつあるのは十分に理解できる。

このような歴史的遺産を継承しつつ展開されているイギリスの就学前児サービスへの未来像については、これまでの一連の拙稿の中で述べてきた事柄を見返すことで、その基本的方向が自ら浮き彫りにされて来るはずである。イギリスについての OECD の *Country Note* でも、そのレポートの最終章において、これからの進むべき方向に関しての見直しチームなりの見解を述べている。ここでは、その幾つかの見解を示しておく。

まず、「仕事と家族の責任との調和」という観点からは、次の点をイギリスの進むべき方向の中に求めている。1. 税額控除に加えて、サービスへの直接的投資の必要性を考慮すること。2. 通常の勤務時間外で働く多くの親を援助する政策に関心を払うようにすること。3. 仕事と家庭の支援とを増加させるためには、有給休暇の拡大、手当を伴うジョブ・シェアリング、子どもが病気の時の有給休暇、家庭を基盤とするワーク、柔軟性のあるスケジュール、が求められること。

また、スタッフの訓練と労働条件の改善という観点からは、次のことを求めている。1. 幼年期にかかわる全てのスタッフに対して、どの施設で働いても同等な訓練体制と労働条件が提供されるようにすること。2. 人材の確保と維持のために、幼児分野のスタッフの給与水準と労働条件とを改善すること。3. 広範囲の背景を持つ子どもや家族と共に働くスタッフを訓練することにより、一層増加する社会の多様性に答えること。

さらに、早期学習へのアプローチの拡大という観点からは、次のことを求めている。1.

幼い子どもがどのようにして学ぶのかについての検証が必要なこと。2. スコットランドにおけるような、遅い年齢での小学校への入学方法も含めて、イギリスでの他の方法を検討すること。3. 世界の他の地域での実験を検討すること。4. 未来社会における学習ニーズに関して知られている事柄を検討すること。5. カリキュラムの目標と学力テストにだけ焦点を当てていることを、再検討すること。見直しチームは、これらの観点以外の幾つかの観点からも、彼等の見解を述べている。

このように、Blair 政権下の就学前児政策は、国と地方とが一体となって大きな新しい動きを展開しつつある。その成果がどのようなものとして現れ、評価されるかは、未だ明確になっているとは言えないが、これらの新しい動きに伴う複雑性は、サービスを提供する現場の人々にとっては厄介な問題の一つであるに違いないだろう。

注

- 1) Tony Bertram and Christine Pascal, *The DECD Thematic Review of Early Childhood Education and Care: Background Report for the United Kingdom*, Centre for Research in Early Childhood, University College Worcester, November 1999. および, *OECD Country Note Early Childhood Education and Care Policy in the United Kingdom*, December 2000. などを参照。

なお、イギリスのこの Country Note は、1998 年から 2000 年の間に OECD によってなされる見直しのためのレポートの一つとしてまとめられたものである。見直しに参加した国は 12 カ国である。Bertram らのレポートは、OECD の調査国の調査の便宜のために、それに先立って OECD に提出された基礎的レポートである。

- 2) これまでの拙稿の中で特に北欧諸国の福祉水準が高いことにしばしば言及してきた。
3) 拙著『アメリカの幼児保育』明治図書、1988、に詳述してある。
4) 前掲, *The OECD Thematic Review of Childhood Education and Care*: p. 13. 及び前掲の *Country Note*.
5) Prior G., Courtney G. and Charkin E., *2nd Survey of parents of three and four year old children and their use of early years services*, Research Report RR120, DfEE, 1999.
6) HERA 2 (1999), *Final Report: Childcare training in the UK*. Suffolk: Suffolk County Council.
7) DfEE, *Developing DfEE's Research Strategy Consultation Paper*, DfEE, 1999.
8) 前掲, Tony Bertram らの report, p. 66.